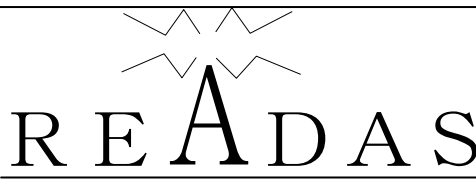


第 4757 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 6月25日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合

Q：中小企業が経営改善設備を取得した場合、税務上の恩典があるそうですが、どのようになっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

特定中小企業者等が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、経営改善設備でその製作もしくは建設後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、もしくは建設して、これを国内の指定事業の用に供した場合には、事業の用に供した年度において、その経営改善設備の取得価額の7%相当額の法人税額（法人税額の20%相当額を限度）の特別控除又は取得価額の30%相当額の特別償却との選択適用を受けることができます。

特定中小企業者等とは、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けた一定の中小企業者をいいます。

適用対象となる経営改善設備とは、指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（たとえば、陳列棚やレジスター、看板など）で次のものがこれに該当します。

- ①器具及び備品…一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの
- ②建物附属設備…取得価額が60万円以上のもの

指定事業とは、卸売業、小売業、農林水産養殖業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業その他一定の事業をいいます。

